

第3回 西都地区新設小学校 通学区域協議会

日時：令和元年11月12日（火）15：00～

会場：西都公民館 講堂

— 会 議 次 第 —

1 議事

- (1) 会則の一部改正（委員の追加）について – 資料1
- (2) 通学区域（案）に対する意見について – 資料2
- (3) 今後の進め方について

2 報告

- (1) 児童・生徒数の将来推計について – 資料3
- (2) 新設小学校予定地の状況について

3 その他

連絡事項など

1. 会則の一部改正（委員の追加）について

1 改正の理由

元岡校区自治協議会代表より、通学区域の検討にあたり必要な委員を加えたい旨の申し出があったことから、西都地区新設小学校通学区域協議会会則（以下「会則」という）第4条第2項の規定により、新たに委員を加えるため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

会則別表中、元岡校区自治協議会代表欄に、氏名「高田 渉」、役職「田尻東町内会石崎隣組代表」を追加します。

別表 協議会組織

組 織	氏 名	役 職
西都校区 自治協議会代表	(略)	(略)
元岡校区 自治協議会代表	松浦 喬	元岡校区自治協議会会長
	淀川 満	田尻東町内会会長
	高田 渉	田尻東町内会石崎隣組代表
玄洋校区 自治協議会代表	(略)	(略)
以下 (略)	以下 (略)	以下 (略)

3 施行期日

令和元年 11 月 12 日（協議会の承認を得た日）

西都地区新設小学校通学区域協議会 会則

（目的）

第1条 この会則は、西都地区における新設小学校の通学区域に関する協議を行うために設置する協議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 この会の名称は、西都地区新設小学校通学区域協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（所管事項）

第3条 協議会は、第1条の目的達成のため次の事項を行う。

- （1）通学区域についての意見集約に関すること。
- （2）新設小学校の中学校区に関すること。
- （3）通学区域の調整に係る関係校区との連絡調整に関すること。
- （4）通学区域の集約後、開校準備委員会（仮称）の設置準備に関すること。

（協議会の構成）

第4条 協議会は別表第1のとおり組織する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、前項に掲げる委員以外の者を委員として加えることができる。

（役員）

第5条 協議会に委員長1名、副委員長2名を置く。

- 2 委員長は会務を統括し、必要に応じて協議会を招集する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（事務局）

第6条 協議会の事務局は教育委員会総務部通学区域課に置く。

（解散）

第7条 この協議会は、協議会の目的を達成した時点で解散するものとする。

（雑則）

第8条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

この会則は、令和元年8月29日から施行する。

2. 通学区域（案）に対する意見について

1 通学区域（案）の周知

第2回協議会（9月25日開催）で提示された通学区域（案）について、各委員からそれぞれの町内会やPTAなどに持ち帰り、周知していただくとともに、教育委員会からは、西都小学校の保護者説明会を実施したほか、ご要望のあった元岡校区の田尻東町内会石崎隣組や玄洋校区の横浜西町内会において、個別の説明会を実施しました。

また、「協議会ニュース第2号」において、西都校区、元岡校区、玄洋校区にお住いのみなさまに広くお知らせしました。

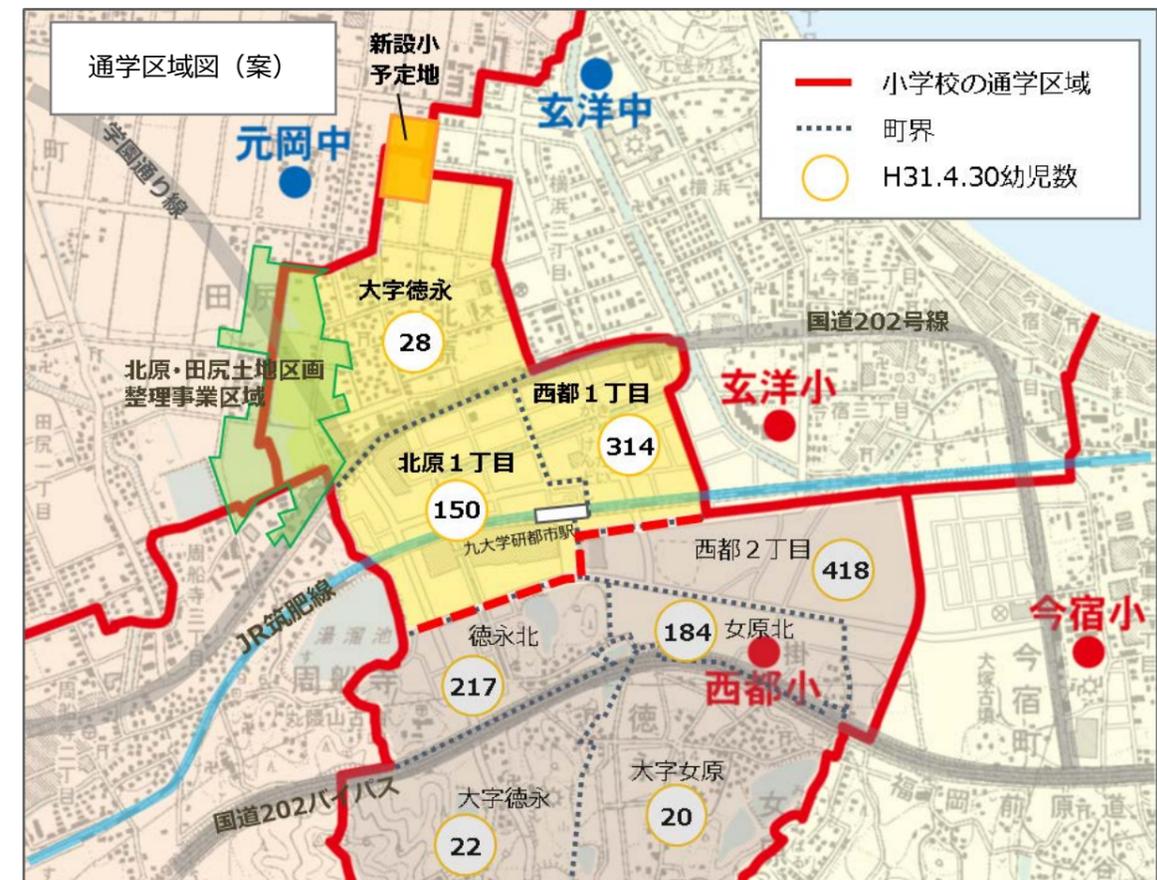
2 町内会やPTAのご意見

各委員からのご説明などを受けて、各町内会やPTAなどから出された主なご意見は次のとおりです。

西都校区	<ul style="list-style-type: none"> ○西都小と新設小を自由に選択できるようにしてほしいとの意見が複数あったが、児童数が多いことから困難と考える。（西都自治会） ○西都1丁目のJR線路南側は、一斉清掃等で西都2丁目と同じ区域を担当するなど親和性が高いことなどから、線路の南北で分けることを検討してほしい。（西都自治会） ○校区割に特段の意見はないが、仮に横浜西町内が新設小の通学区域となった場合、元岡中の生徒数がどれだけ増えるか心配。（西都小PTA）
元岡校区	<ul style="list-style-type: none"> ○新設小の予定地が目の前にある石崎隣組は、地域自治活動及び通学区域はこれまでどおり元岡校区とするが、希望者は新設小に通学できるようにしてほしい。（田尻東町内会石崎隣組） ○子どもの安全を考えると、より近くの新設小に通わせたい。（元岡小PTA） ○新設小が近くても、友達がいる元岡小に継続して通わせたい。（元岡小PTA）
玄洋校区	<ul style="list-style-type: none"> ○現状どおり、玄洋小・玄洋中のままだがよい。自治会活動も安定しており校区は変えたくない。（横浜西町内会） ○将来、元岡中の規模が大きくなりすぎて問題とならないか。（横浜西町内会） ○玄洋小も、横浜西町内が新設小に行く場合と現状とで推計を出してもらった方が判断しやすい。（横浜西町内会） ○新設小と玄洋小の通学路が重ならない配慮ができるか心配。（玄洋小PTA） ○横浜西町内は小学校を選択できるよう柔軟な対応ができないか。（玄洋小PTA）

<参考> 第2回協議会で提示された通学区域（案）

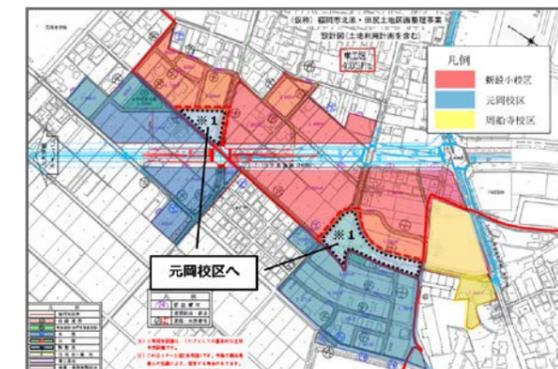
- 西都1丁目
 - 北原1丁目
 - 大字徳永（国道202号線以北）※1
 - 大字田尻の一部 ※2
- ※1 大字徳永の一部（1149,1150,1167,1168：玄洋校区、北原・田尻土地画整理事業地の一部：元岡校区）を除く
- ※2 大字田尻34～39（新設小学校予定地）



新設小学校予定地周辺



北原・田尻土地画整理事業地



《 報告 》 1. 児童・生徒数の将来推計について

1 令和5年度に西都小学校を分離した場合の推計

提示した通学区域（案）で分離新設した場合の推計について、新設小学校予定地に隣接する元岡小学校、玄洋小学校もあわせて下記のとおり再掲します。

なお、横浜西町内会のご意見を踏まえ、子どもの数が多く学校規模への影響が大きい当該町内会を、新設小学校の通学区域に変更した場合の児童数を、参考として推計しました。

①西都小学校

年度	令和元年度 (実数)	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
学級数	33	36	37	42	27	27	26
児童数	1,011	1,150	1,220	1,330	810	810	780

②新設小学校

年度	令和元年度 (実数)	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
学級数	-	-	-	-	19	20	21
児童数	-	-	-	-	510	570	640

③元岡小学校（通学区域は現行どおり）

年度	令和元年度 (実数)	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
学級数	26	26	26	25	24	23	23
児童数	784	760	730	730	710	700	700

④玄洋小学校（通学区域は現行どおり）

年度	令和元年度 (実数)	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
学級数	28	27	27	27	27	27	27
児童数	821	820	820	790	780	780	770

＜参考＞横浜西町内会を新設小学校の通学区域とした場合

①新設小学校

年度	令和元年度 (実数)	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
学級数	-	-	-	-	22	23	25
児童数	-	-	-	-	650	710	780

②玄洋小学校

年度	令和元年度 (実数)	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
学級数	28	27	27	27	22	21	21
児童数	821	820	820	790	640	630	610

2 元岡中学校の推計

新設小学校から進学することが想定される元岡中学校について、小学校の通学区域検討の参考とするため、今回、新たに下記のとおり生徒数の推計を行いました。

提示した通学区域（案）の場合（中学校の通学区域は現行どおり）

年度	令和元年度 (実数)	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
学級数	28	29	30	31	33	34	35
生徒数	892	970	1,030	1,080	1,180	1,220	1,280

＜参考＞横浜西町内会を新設小学校・元岡中学校の通学区域とした場合

年度	令和元年度 (実数)	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
学級数	28	29	30	31	36	37	38
生徒数	892	970	1,030	1,080	1,260	1,300	1,340